

千代田区 産後ケア事業 Q&A（令和8年4月1日現在）

No.	質問	回答
● 制度について		
1	産後ケアとは何ですか？	産後ケアでは、出産後のお母さんが安心して子育てできるように、産後における心身のケア、育児相談や授乳指導等の育児支援、その他母子の健康の保持及び増進に必要な支援を行っています。具体的には以下の(1)～(5)のようなケアがあります。 (1)お母さんの身体的ケア (2)お母さんの心理的ケア (3)適切な授乳が実施できるためのケア (4)育児の手技についての具体的な指導及び相談 (5)その他必要とする保健指導・相談
2	家事や育児を手伝ってもらえますか？	産後ケアは、助産師・看護師などの専門職による心身のケアや育児手技の指導などを主な目的として実施しておりますので、家事や育児のお手伝いは行っておりません。家事・育児支援サービスをご利用されたい場合は、「育児支援訪問事業」や「ベビーシッター利用支援事業」などをご利用ください(事業の詳細は、担当課へ直接お問い合わせください)。
3	いくらで利用できますか？	それぞれ、以下のとおり自己負担額を設定しております。 【宿泊型】施設が定める利用料金の2割 【通所型】施設が定める利用料金の2割 【訪問型】1回1,000円 ※施設が定める利用料金については、別途区ホームページ上の「千代田区産後ケア事業のご案内」をご確認ください。
4	何回まで利用できますか？	1度のご出産につき、以下の日(回)数までご利用いただけます。 【宿泊型】6泊7日まで ※分割利用可能 【通所型】5回まで 【訪問型】5回まで ※ただし、令和7年度までに出産された方は3回までとなります。
5	宿泊型の利用最終日(退所日)と同日に別の施設で宿泊型を利用し始めた場合、同日に利用しているの、利用回数は「1日」のみでカウントしてもらえますか？	産後ケア事業の利用最終日(退所日)から、別の施設において産後ケアの利用を開始する場合であっても、1つ目の施設の「利用最終日(退所日)」と2つ目の施設の「利用開始日(入所日)」は、どちらも1日ずつ利用日数としてカウントします。 (例) A病院で7月1日から3日までの2泊3日で利用した後、B病院で7月3日から5日までの2泊3日で利用した場合、A病院での利用最終日とB病院での利用開始日が同日であるため、日付上は5日しか経過していませんが、別の施設で利用している場合はそれぞれの施設ごとの利用日数をカウントするため、2泊3日+2泊3日で産後ケアの宿泊型を「計6日分」利用したことになります。
6	宿泊型の利用券が残り1枚となってしまいました。この場合、1日分の利用料金は区で助成してもらえますか？	宿泊型をご利用いただく場合は、利用の最小単位が「1泊2日」であることから、残りの利用可能日数は最低でも2日分(mila-eクーポンにおいては「宿泊型利用券」が2枚)以上である必要があります。残りの利用可能日数が1日分の場合、産後ケアの宿泊型はお使いいただけませんのでご注意ください(例えば、2泊3日のご利用のうち、最初の1日分を自己負担2割で利用し、残りの2日分を全額自己負担でご利用いただく、といった利用方法はできませんのでご了承ください)。
● 対象について		
7	利用するための条件はありますか。	利用日に千代田区に住民票の登録がある方で、産後ケアを必要とする全ての母親及びそのお子さんがご利用いただけます。
8	子どもが生後何か月になるまで利用できますか？	お子さんの対象月齢はそれぞれ以下のとおりとなります。 【宿泊型】産後4か月未満 ※ただし、施設によって異なります 【通所型】産後6か月未満 ※ただし、施設によって異なります 【訪問型】産後1年未満 ※施設ごとの対象月齢については、別途区ホームページ上の「千代田区産後ケア事業のご案内」をご確認ください。
9	宿泊型の利用中にちょうど産後4か月に達してしまうのですが、この場合は利用できますか？	対象者を産後4か月「未満」としてしておりますので、宿泊型の産後ケアをご利用期間中に産後4か月に達してしまう場合は、産後4か月に達した日から利用対象外となります。

千代田区 産後ケア事業 Q&A（令和8年4月1日現在）

No.	質問	回答
10	流産をしたのですが、利用対象になりますか。	流産・死産された場合も利用対象になります。ただし、宿泊型・通所型については施設によって受け入れできない場合がありますので、詳しくは施設までお問い合わせください。流産・死産された場合の利用期限は、流産・死産をされた日から1年以内となります。なお、流産・死産後に再度妊娠され、出産された場合であっても、過去の流産分の利用回数を出産された分に合算することはできませんのでご了承ください。
11	早産したのですが、修正月齢で利用できますか。	原則は、修正月齢を基準にご利用いただけます。ただし、利用施設によって修正月齢での受け入れができない場合がありますので、詳細については利用施設へ直接お問い合わせください。
● 利用について		
12	申請から利用までの流れを教えてください。	産後ケアのご利用にあたっては事前に申請が必要です。お手元のスマートフォン等から下記の申請フォームにアクセスのうえ、ご申請ください。（申請は妊娠28週目以降でなければ行えません） https://plus-form.mila-e.jp/municipalities/131016/entrance/?procedure_group_id=feaab49e-759e-472b-9e4b-ed5f1b450a05 ご申請いただいてから1週間程度で区から承認メールが届きますので、メールに記載されたURLより、再度mila-eクーポンにログインいただき、利用券・クーポンを受け取ってください。その後、ご利用日が決まりましたら施設へ直接ご予約の上、産後ケアをご利用ください。
13	申請に必要な書類はありますか。	申請の際は、本人確認資料を添付していただく必要があります。氏名・生年月日・現住所等がはっきり写っていることを確認したうえで添付いただくようお願いいたします。なお、住民税非課税世帯等の場合は、その旨を証明する書類（非課税証明書等）が必要となる場合があります。
14	申請の期限はありますか。	利用日の当日までにmila-eクーポンにて区から承認を受けている必要がありますので、利用日までに余裕をもってご申請ください。
15	利用の予約はどのように取ればよいですか？	各施設へ直接ご予約いただくようお願いします。なお、施設によって予約方法や予約開始時期が異なりますのでご注意ください。 ※施設ごとの予約方法等については、別途区ホームページ上の「千代田区産後ケア事業のご案内」をご確認ください。
16	当日の持ち物は何か必要ですか？	当日は以下の持ち物が必要になります。 ・母子健康手帳（親子健康手帳） ・お母さん、お子さんの公的医療保険の資格が確認できるもの（マイナ保険証または資格確認書）※お子さんの分については交付されている場合のみ ・mila-eクーポンを使用するための電子機器（スマートフォン等） ・お子さんの子ども医療証（交付されている場合） ・その他、施設から持ってくるように指示があったもの
17	上のきょうだいと一緒に使いたいのですが、受け入れてもらえますか？	利用施設によっては、感染症対策等の観点から上のお子さん（兄弟）とは一緒にご利用いただけない場合や追加料金がかかる場合があります。詳細は利用施設までお問い合わせください。
18	産後ケア利用中の外出は可能ですか？	利用施設によって取り扱いが異なりますので、詳細は利用施設までお問い合わせください。